五、五三〇MHz		
五、四一〇MHz以上五、四五四・八MHz以下	五、四五四・八MHzを超え五、四七〇MHz以下	七五・二MHz以上一二〇MHz以下
二・五マイクロワット以下	一五マイクロワット以下	六〇MHz以上七五・二MHz未満
		一一五MHz以上一九〇MHz以下
		一五マイクロワット以下
五、六一〇MHz		
五、七二五MHz以上五、八〇〇MHz以下		

注　fの単位は、MHzとする。

リ　イからチまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

六　［同上］

七　［同上］

（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十の二　［同上］

一　前条第三号イ、ロ、ニ、ホ(4)を除く。）、ヘ、リ、ヌ及びルに掲げる条件に適合すること。

二　［同上］

(1)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHz

(2)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

五、一九〇MHz又は五、二三〇MHz

四　［略］

五　［略］

（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十の二　五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　前条第三号イ、ロ、ニ、ホ（表エの項及びオの項に掲げるものを除く。）、ヘ、リ、ヌ及びルに掲げる条件に適合すること。

二　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合

五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHz

(2)　占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合

五、一九〇MHz又は五、二三〇MHz